

白井市戸建住宅等除染事業実施要綱（案）

（目的）

第1 この要綱は、白井市除染実施計画に基づき、東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染の除去が必要な戸建住宅、集合住宅及び事業所（以下「戸建住宅等」という。）の除染を推進するため必要な事項を定める。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 個人、事業所及び公益法人等が所有する現に居住する住宅並びにその敷地をいう。
- (2) 集合住宅 個人、事業所及び公益法人等が所有する住宅の集合体並びにその敷地をいう。
- (3) 事業所 一定の目的のもとに継続的に現に事業を行っている事業を行う所であり、商店等商業施設、工場、作業場及び事務所並びにその敷地をいう。

（除染事業の実施者）

第3 除染事業の実施者は、白井市とする。

（除染事業の対象）

第4 除染事業の対象となる戸建住宅等（以下「対象戸建住宅等」という。）は、除染実施計画に定める除染実施区域内に現存し、かつ、地表から高さ1メートルにおける追加被ばく線量が年間1mSv（空間放射線量が毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ ）以上のものとする。

（子どもへの影響低減）

第5 第4の規定にかかわらず、白井市除染実施計画基本方針に基づき、子どもに対する放射性物質の影響の低減を優先するため、中学生以下の子どもが居住する戸建住宅等においては、地表から高さ50センチメートルにおける追加被ばく線量が年間1mSv（空間放射線量が毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ ）以上のものを除染事業の対象とする。

（除染事業の内容）

第6 除染事業は、空間線量測定の結果や施設等の状況等を考慮し、国

が示した次に掲げるものの中から適切なものを選定して実施する。この場合において、除染事業により発生した除去土壤等は、除染事業を実施した敷地内で保管することとする。

- (1) 壁面等の清掃・拭取り
- (2) 雨どい等の清掃、洗浄、汚泥除去
- (3) 側溝等の清掃、洗浄、汚泥除去
- (4) 枝葉の剪定
- (5) 落ち葉の除去
- (6) 除草
- (7) 屋上の清掃（集合住宅及び事業所に限る。）

（追加措置）

第7 第6に規定する除染事業を実施したにもかかわらず、除染の効果が確認できない場合は、市長が別に定める措置を講ずるものとする。

（実施期間）

第8 除染事業の実施期間は、平成24年 月 日から平成26年3月31日までとする。

（除染事業実施の協議）

第9 戸建て住宅等の所有者又は管理者は、除染事業を受けようとするときは、対象戸建住宅等ごとに、白井市戸建て住宅等除染事業実施協議書（別記第1号様式）により、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（協議の合意）

第10 市は、第9の規定により協議をした者（以下「協議者」という。）の立会いのもと、国のガイドラインを踏まえ、対象戸建住宅等の複数地点において空間放射線量を測定するとともに、協議者と第6に規定する除染事業の内容その他この要綱に規定する事項に合意したときは、白井市戸建て住宅等除染事業実施合意書（別記第2号様式）を作成し、除染事業を実施するものとする。

（協議の停止等）

第11 市長は、協議者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その協議を停止し、又は合意を破棄することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により協議を受けた事実が明らかになつたとき。
- (3) その他除染事業の推進上支障があるとき。

（実施に係る権利の譲渡等の禁止）

第12 協議者は、除染事業に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償）

第13 除染事業の実施に伴い、市が対象戸建住宅等の施設又は設備を損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償する。ただし、所有者又は管理者がやむを得ない事情があると認めたときは、その限りでない。

（除染実施区域以外の除染事業）

第14 除染実施計画に定める除染実施区域外において、地表からの高さ1メートルにおける追加被ばく線量が年間1mSv（空間放射線量が毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ ）以上測定された戸建住宅等については、除染実施区域内の除染事業が終了した後、この要綱の相当規定に基づき、除染事業を実施することができる。この場合において、協議を行うにあたり複数地点の地表から高さ1メートルにおける空間放射線量測定値を添付しなければならない。

（補則）

第15 この要綱に定めるもののほか、除染事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 月 日から施行する。

白井市戸建住宅等除染事業実施要綱第15の規定に基づき次のとおり協議の受付を行う。

1. 第1次受付を次のとおり行う。

(1) 対象 除染実施区域内に現存し中学生以下の子どもが居住する戸建住宅及び集合住宅

(2) 期間 平成24年 月 日～ 日(20日間)

2. 第2次受付を次のとおり行う。

(1) 対象 除染実施区域内に現存する戸建住宅及び集合住宅

(2) 期間 平成24年 月 日～ 日(20日間)

3. 第3次受付を次のとおり行う。

(1) 対象 除染実施区域内に現存する商業施設、工場、作業場及び事務所

(2) 期間 平成24年 月 日～ 日(20日間)

4. 第4次受付を次のとおり行う。

(1) 対象 除染実施区域外に現存する戸建住宅、集合住宅及び商業施設、工場、作業場及び事務所

(2) 期間 平成24年 月 日～ 日(20日間)

白井市戸建て住宅等除染事業実施協議書

受付

平成 年 月 日

(あて先)白井市長

戸建て住宅等の除染事業を受けたいので次のとおり協議します。

※太枠内のご記入をお願いします。□欄にチェックをお願いします。

協 議 者	住 所	除染実施区域		<input type="checkbox"/> 内	<input type="checkbox"/> 外	
	氏 名					
	世帯主(事業主) との関係					
	電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> ファックス				
	Eメール					
協 議 事 項	対象の住所	※協議者の住所と同じ場合は、記入不要です。				
	措置対象	<input type="checkbox"/> 居住用家屋 (<input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅)				
		<input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 作業場 <input type="checkbox"/> 事務所				
		<input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> その他 ()				
規 模 等	(面積等)					
土地、建物の所有者 (管理者)の同意	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし					
特記事項	□中学生以下の居住					
※除染実施区域以外 の場合協議者による 測定値等	実施日	平成 年 月 日				
	天 候	<input type="checkbox"/> 晴れ <input type="checkbox"/> 曇り				
	測定高	cm				
	測定値	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④	<input type="checkbox"/> ⑤

市による事前測定

実 施 日	平成 年 月 日							
天 候	<input type="checkbox"/> 晴れ <input type="checkbox"/> 曇り							
測 定 高	cm							
測 定 値	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	⑨	⑩						
平均 値								
※単位はマイクロシーベルト								

白井市戸建て住宅等除染事業実施合意書

協議者 と実施者 白井市長 伊澤史夫 は、東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による戸建て住宅等の汚染の除去について、白井市戸建て住宅等除染事業実施要綱に規定する事項に下記のとおり合意した。

記

1.受付日 平成 年 月 日

2.対象の住所 白井市

3.合意内容

協議事項	合意内容
①措置対象	
②措置内容	
③除去土壤等の保管方法	
④実施予定日	

平成24年 月 日

協議者 住 所

氏 名

実施者 住 所 白井市復1123

氏 名 白井市長 伊澤史夫